

保護者様

NPO 法人ステップハート

## 「インフルエンザ 療養報告書」の提出について

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が、学校への登校を再開する際には、以前は、医師記入の治癒証明書を提出していただいております。しかしその後、群馬県医師会、群馬県教育委員会での決定により、新型コロナウイルス感染症対策のため、インフルエンザにかかった場合、保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」を学校へ提出する形に変更となっております。

NPO 法人ステップハートでもこれにならい、「インフルエンザ 療養報告書」の提出をお願いいたします。今後、療養報告書の扱いが変更される場合は、追って通知いたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに利用が可能になった場合は、「治癒証明書」の提出が必要となります。

### インフルエンザと診断された際の対応・手順

- ① 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- ② 速やかにステップハートに報告する。
- ③ 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録。
- ④ 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録。
- ⑤ 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザ 療養報告書」を利用再開時にステップハートに提出する。

### 出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第19条)

#### ○ 新型コロナウイルス感染症「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

発症後日数		0(発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目					
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					利用可能							
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱											
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱										
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱									
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱								

#### 【留意事項】

- ・ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
- ・ 「解熱した後2日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日を経過した日となります。
- ・ 「発症した後5日」、「解熱した後2日」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。
- ・ 医師の診断により発症から5日を経過せずに利用が可能になった場合は、「治癒証明書」の提出が必要となります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たすこと。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準> 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（詳細は別紙）

保護者様記入

インフルエンザ療養報告書

利用児氏名 \_\_\_\_\_

● 診断を受けた医療機関: \_\_\_\_\_

● 診断日: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

( 診断型: A 型 B 型 不明 ) ※いずれかに○をつけてください。

● 登校再開日: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※ 下記に **発症日** と **解熱した日** を記入してください。

※ 登校再開には、下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。

1	発熱等の症状が出た日(発症日)を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ <b>発症日:</b> _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日を経過している。 ⇒ <b>解熱した日:</b> _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

.....

インフルエンザと診断を受けた場合は、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。NPO 法人ステップハートもこれにならない出席停止となります。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

**<インフルエンザの出席停止期間の基準>**  
**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。」**

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから利用再開するようにしてください。また、利用再開にあたっては、医師の指導のもと、下記の「インフルエンザ療養報告書」を記入し、ステップハートへ提出をお願いします。なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。

● 療養報告書は、ホームページにて閲覧・ダウンロードができます。